

2024年2月

教育的資料

IFRS S1 号における要求事項を満たすための「SASB スタandard」の使用

「SASB スタandard」はどのように IFRS S1 号にフィットするか

IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（IFRS S1 号）は、短期、中期又は長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス又は資本コスト（企業の見通し）に影響を与える（affect）と合理的に見込み得る、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある（material）情報を開示することを企業に要求している。

IFRS S1 号は、サステナビリティ関連のリスク及び機会（気候以外のもの（気候は IFRS S2 号「気候関連開示」で扱われる））を識別し、これらのリスク及び機会について開示する情報を決定するにあたり企業が考慮することを要求されるガイダンスの情報源として、「SASB スタandard」を参照している。

IFRS S1 号は、「SASB スタandard」におけるトピック及び指標を参照し、その適用可能性を考慮することを企業に要求している。IFRS S1 号は、「SASB スタandard」を適用することを要求していない。

「SASB スタandard」を用いることによる便益は何か

「SASB スタandard」は、次のことから、IFRS S1 号を適用する際のガイダンスの情報源として有用となる可能性がある。

- 意思決定に有用で、同業他社と比較可能な情報を投資者、債権者及びその他の融資者に提供するように設計されている。
- 具体的な産業に合わせられており、企業が自社の事業活動に関連するガイダンスに素早くアクセスできる。
- 人的資本及び自然を含む、気候以外のサステナビリティ関連のトピックについてのガイダンスを提供する。

「SASB スタandard」は、異なる規模の企業及び投資者に世界中で用いられている。2023年12月において、「SASB スタandard」は、「S&P グローバル 1200」の約 75%を含む、80 超の法域における 3,200 超の企業に適用されている。

「SASB スタンダード」とは何か

「SASB スタンダード」は、産業別に体系化されており、自社のビジネス・モデル及び事業に適用されるサステナビリティ関連の開示トピック及び指標を企業が識別できるようになっている。

「SASB スタンダード」は、次のものを含む。

- **産業の説明** — 当該説明は、ビジネス・モデル、活動及び当該産業への参加を特徴付ける（characterise）他の共通する特徴（features）を説明することにより、企業が適用される産業ガイダンスを識別することを支援することを意図している。
- **開示トピック** — 具体的な産業内の企業の活動に関連する、特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会を記述している。
- **指標** — 開示トピックに付随し、個別に又はセットの一部として、特定の開示トピックについて企業のパフォーマンスに関する有用な情報を提供するように設計されている。
- **技術的プロトコル** — 指標に付随し、関連する指標の定義、範囲、適用及び表示に関する詳細なガイダンスを提供する。

それぞれの「SASB スタンダード」は、平均して、6 の開示トピック及び 13 の指標を含む。

企業は IFRS S1 号の要求事項を満たすためにどのように「SASB スタンダード」を用いるか

IFRS S1 号は、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するにあたり、「SASB スタンダード」における開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮することを企業に要求している。同様に、IFRS S1 号は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関してどの情報を開示するか決定するにあたり、「SASB スタンダード」における指標を参照し、その適用可能性を考慮することを企業に要求している。



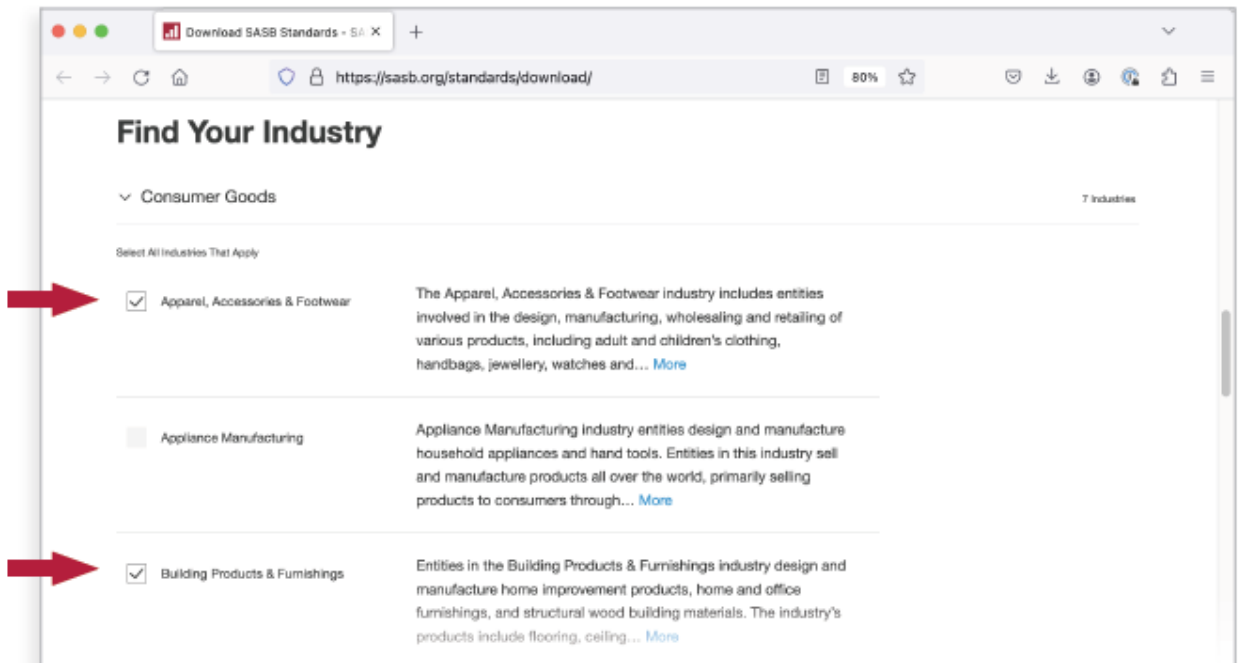
本資料では、IFRS S1 号のこれらの要求事項を企業がどのように満たすことができるかについて、4 つのステップで概説する。

1. 関連する産業別基準の識別

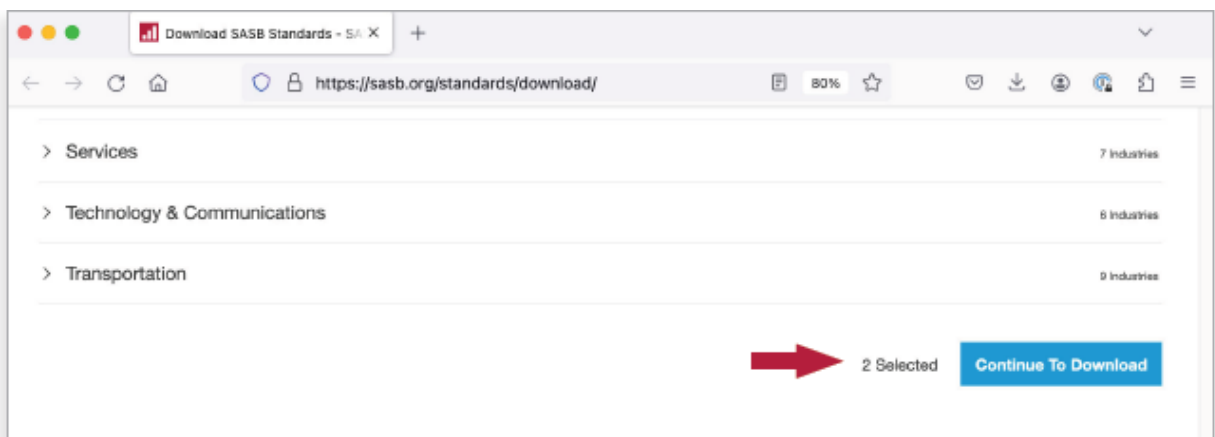
企業は、適用される「SASB スタンドガード」を探すことにより、関連するリスク及び機会の識別を開始することができる。「SASB スタンドガード」は、1 から 77 までの番号ではなく、説明的な名称（例えば、石油及びガス—探査及び生産）が付され、セクター（例えば、採掘及び鉱物加工）別に体系化されている。この名称及びセクターのグルーピングは、企業が自社の事業に最も関連する基準を識別することを支援するために設計されている。さらに、それぞれの産業別基準には、基準が適用される典型的な事業活動を要約した「産業の説明」のセクションが含まれる。

ステップ^o :

- 1 [sasb.org のダウンロードページ](https://sasb.org/standards/download/)に移動する又は「SASB [マテリアリティ・ファインダー](#)」ツールを用いる。
- 2 自社のビジネス・モデル及び活動に関連する場合がある産業（又は複数の産業）を識別する。産業内のビジネス・モデル、活動及び他の共通する特徴を記述した産業の説明を参照する。



- 3 関連する産業別基準をダウンロードする。



複数の基準の選択

企業によっては、自社のビジネス・モデル及び活動が、単一の「SASB スタンダード」の産業に関する記述と密接に整合していると気付くことがある。その場合、企業は、適用される単一の「SASB スタンダード」のみを参照する必要がある場合がある。他の企業は、自社の活動に関連する開示トピックを識別するのに役立つために、1 以上の「SASB スタンダード」を参照し、その適用可能性を考慮する必要があることがある。そのような企業には、1 つの「SASB スタンダード」により反映される活動よりも広範囲の活動を行う複雑なビジネス・モデルを持つ企業が含まれる場合がある。

2. 関連する開示トピックの識別

「SASB スタンダード」における開示トピックは、特定の産業における企業の見通しに影響を与える（affect）可能性が高いサステナビリティ関連のリスク及び機会について記述する。開示トピックは、市場からのインプット及び実証的な研究によって情報をもたらされたものであり、企業の見通しに影響を与える（affect）可能性があるリスク及び機会に焦点を当てている。多くの企業は、「SASB スタンダード」の開示トピックに関連する活動を既に管理し、情報を開示していることに気付く場合がある。

ステップ：

- 1 「SASB スタンダード」内で、表 1（サステナビリティ開示トピック及び指標）に移動する。
- 2 トピックのリストをレビューする。これらは、企業の見通しに影響を与える（affect）可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別に役立つ場合がある。

SUSTAINABILITY DISCLOSURE TOPICS

Table 1. Sustainability Disclosure Topics & Metrics

| TOPIC | METRIC |
|---|---|
| Management of Chemicals in Products | Discussion of processes to maintain compliance with restricted substances regulations |
| | Discussion of processes to assess and manage risks or hazards associated with chemicals in products |
| Environmental Impacts in the Supply Chain | Percentage of (1) Tier 1 supplier facilities and (2) supplier facilities beyond Tier 1 in compliance with wastewater discharge permits or contractual agreements ¹ |
| | Percentage of (1) Tier 1 supplier facilities and (2) supplier facilities beyond Tier 1 that have completed the Sustainable Apparel Coalition's Higg Facility Environmental Module (Higg FEM) assessment or an equivalent environmental data assessment |
| Labour Conditions in the Supply Chain | Percentage of (1) Tier 1 supplier facilities and (2) supplier facilities beyond Tier 1 that have been audited to a labour code of conduct, (3) percentage of total audits conducted by a third-party auditor |
| | (1) Priority non-conformance rate and (2) associated corrective action rate for suppliers' labour code of conduct audits ² |
| | Description of the greatest (1) labour and (2) environmental, health and safety risks in the supply chain |
| Raw Materials Sourcing | (1) List of priority raw materials; for each priority raw material: (2) environmental or social factor(s) most likely to threaten sourcing, (3) discussion on business risks or opportunities associated with environmental or social factors and (4) management strategy for addressing business risks and opportunities |
| | (1) Amount of priority raw materials purchased, by material, and (2) amount of each priority raw material that is certified to a third-party environmental or social standard, by standard |

¹ Note to CG-AA-430a.1 – The entity shall discuss its supply chain risk describe how it manages these risks.

² Note to CG-AA-430b.2 – The disclosure shall include a discussion of methodologies and supply chain transparency.

- 3 基準内において、トピック・サマリーは、それぞれの開示トピックのより詳細な情報を含んでおり、なぜその産業において事業を営む企業の見通しに影響を与える（affect）可能性があるのかについて説明している。
- 4 サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために、関連する開示トピックの適用可能性を考慮する。

企業は、「SASB スタンダード」で特定された開示トピックが企業の状況に適用されない、又は「SASB スタンダード」で対象とされていないトピックもまた開示に関連すると結論付ける場合がある。そのような場合において、企業は IFRS S1 号に示された他のガイダンスの情報源を考慮することができる。

Management of Chemicals in Products

Topic Summary

Chemical safety regulations demonstrate regulatory and stakeholder concerns about potentially harmful substances in consumer products, including clothing and footwear products have been found to contain traces of certain chemicals. Depending on the chemical, the amount present in a product can be carcinogenic and can disrupt hormone activity in humans and generate increased regulatory oversight and affect an entity's operations. Chemicals in products can result in recalls, litigation and reputational damage. In the design, manufacturing and end-of-life phases to manage the chemicals of concern, develop safe alternatives and eliminate hazardous substances, outsource manufacturing, this involves proactive partnerships with suppliers to balance the hazards posed by some chemicals against the quality and safety of the products.

「マテリアリティ・ファインダー」の使用

「SASB [マテリアリティ・ファインダー](#)」は、企業が産業の説明及び開示トピックを素早く閲覧する方法を提供する。また、「SASB マテリアリティ・ファインダー」により、企業はさまざまな産業を横に並べることによって、開示トピックをレビュー及び比較することができる。このツールは複数の産業で事業を営む企業にとって特に有用である可能性がある。「SASB スタンダード」及び「SASB マテリアリティ・ファインダー」を用いることにより、企業は関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会、並びにそれらのリスク及び機会に関する重要性がある（material）情報を識別することができる。

（上場している場合）**COMPANY SEARCH** を用いて、推奨される産業を見る。

又は、**FIND YOUR INDUSTRY** を用いてセクター別にブラウズし、産業の説明を探究する。

産業基準及び開示トピックを識別する際に、どのような問いかけをすべきか

主要な事業活動は何か

同業他社又は競合他社として考慮する他社の事業活動は何か

レビューしている「SASB スタンダード」には、関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会を正確に記述する開示トピックが含まれるか

投資者が最も頻繁に説明又は開示を求めるサステナビリティ関連のリスク及び機会はどれか

開示トピックは、企業の全社的リスク管理プロセスで識別されたどのリスク又は機会と整合しているか

3. 関連する指標の識別

企業が決定した開示トピックはそれぞれ、企業の見通しに影響を与える（affect）可能性が合理的にあり、企業は、その開示トピックに関連する指標を参照し、その適用可能性を考慮することになる。「SASB スタンダード」における指標は、開示トピックに関連する企業のパフォーマンス（すなわち、具体的なサステナビリティ関連のリスク又は機会への対応における企業のパフォーマンス）について、有用で比較可能な情報を提供するように設計されている。

| SUSTAINABILITY DISCLOSURE TOPICS & METRICS | | | | |
|---|---|-------------------------|-----------------|--------------|
| Table 1. Sustainability Disclosure Topics & Metrics | | | | |
| TOPIC | METRIC | CATEGORY | UNIT OF MEASURE | CODE |
| Management of Chemicals in Products | Discussion of processes to maintain compliance with restricted substances regulations | Discussion and Analysis | n/a | CG-AA-250a.1 |
| | Discussion of processes to assess and manage risks or hazards associated with chemicals in products | Discussion and Analysis | n/a | CG-AA-250a.2 |
| Environmental | Percentage of (1) Tier 1 supplier facilities and (2) supplier facilities beyond Tier 1 in compliance with wastewater discharge permits or contractual agreements ¹ | Quantitative | Percentage (%) | CG-AA-430a.1 |
| | Percentage of (1) Tier 1 supplier facilities | | | |

関連する開示トピック →

関連する指標 →

| Table 2. Activity Metrics | | | |
|---|--------------|-----------------|-------------|
| ACTIVITY METRIC | CATEGORY | UNIT OF MEASURE | CODE |
| Number of (1) Tier 1 suppliers and (2) suppliers beyond Tier 1 ³ | Quantitative | Number | CG-AA-000.A |

活動指標

活動指標に対する注記

³ Note to CG-AA-000.A – Tier 1 suppliers are defined as suppliers that transact directly with the entity, such as finished goods manufacturers (for example, cut and sew facilities). Suppliers beyond Tier 1 are the key suppliers to the entity’s Tier 1 suppliers and can include manufacturers, processing plants and providers of raw materials extraction (for example, mills, dye houses and washing facilities, sundry manufacturers, tanneries, embroiderers, screen printers, farms, or slaughterhouses) The entity shall disclose whether any supplier data beyond Tier 1 is based on assumptions, estimates or otherwise includes any uncertainty.

ステップ:

- 1 関連するそれぞれの開示トピックに従って指標のリストをレビューする。これらの指標は、サステナビリティ関連のリスク及び機会について、適用される開示を識別するのに役立つ場合がある。
- 2 表 2（活動指標）における活動指標のリストをレビューする。これらの活動指標は、データを正規化して比較を促進するために、指標とともに用いることを意図している。
- 3 適用される開示を識別するために、関連するトピックそれぞれに伴う指標、及び関連する活動指標の適用可能性を考慮する。

企業は、「SASB スタンダード」において特定された開示トピックが当該企業の状況に適用されない、又は「SASB スタンダード」で対象とされない指標についてもまた開示に関連すると結論付ける場合がある。そのような場合において、企業は IFRS S1 号に示された他のガイダンスの情報源を考慮することができる。

4. 技術的プロトコルを用いた開示の作成

指標はそれぞれ、定義、範囲、適用及び関連する指標の表示に関する詳細なガイダンスを提供する技術的プロトコルによって支援される。

ステップ:

- 1 関連する指標それぞれについて、基準内の関連する技術的プロトコルをレビューし、ガイダンスに従って開示を作成する。

| | |
|------------------------|--|
| <p>関連する指標 →</p> | <p>CG-AA-250a.1. Discussion of processes to maintain compliance with restricted substances regulations</p> <p>1 The entity shall discuss the processes used to verify that its products comply with the restricted substances regulations to which the entity is subject.</p> <p>1.1 Restricted substances regulations are defined as laws, rules and regulations that restrict or ban the use of some materials, chemicals and substances in finished home textile, apparel and footwear products.</p> <p>2 The entity shall discuss its use of finished product and product input laboratory testing and verification, restricted substance lists (RSLs), material supplier (vendor) agreements or input stream management.</p> <p>2.1 An RSL is defined as a list of chemicals that the entity restricts from inclusion in materials, components and products that it produces. This list typically includes the common names of the chemicals, the restriction levels in the final product or tested component, and the test method.</p> <p>2.2 Material supplier agreements are defined as contracts between the entity and its manufacturing suppliers that limit regulated substances to their restricted levels in the products that the supplier manufactures.</p> <p>2.3 Input stream management is defined as a preventive process for monitoring and optimising chemical recipes, proactive reactants and reagents, or material inputs.</p> <p>3 The entity shall discuss the verification and testing processes employed to confirm its materials maintain compliance with restricted substances regulations, including:</p> |
| <p>技術的 プロトコル →</p> | |

指標を識別し、開示を作成する際にどのような問いかけをすべきか

「SASB スタンダード」の指標は、投資者が、自社がさらされている可能性のあるサステナビリティ関連のリスク及び機会との関連で、自社のパフォーマンスを理解するのに役立つか

同業他社又は競合他社は、「SASB スタンダード」において特定された指標を報告しているか

投資者が「SASB スタンダード」における指標と整合性のある情報の説明又は開示を求めたことがあるか

指標が一貫性をもって調製されることを確保するために、それぞれの指標に付随する「SASB スタンダード」の基礎となる技術的プロトコルをレビューしたか

「SASB スタンダード」の指標は、企業が既に管理又は開示している情報と整合しているか

仮にその指標が要求する情報と同様の情報を既に収集しているのであれば、どのようにすればその情報をより整合させることができるか

「SASB スタンダード」の技術的プロトコルにおいて特定されていると同様のデータ収集のための手法を採用しているか